

14.5-364



1200600190990

14.5

364

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



シセ P-12

哈爾濱商品陳列館
トツレフンバ

最近の浦鹽斯德港

昭和十四年十月
第百二十號

露滿蒙通信刊行會規定

一、本會は歐露、西比利亞及滿蒙の財政、經濟、金融その他一般事情を調査通信する目的
ミシマス

二、本會は左の刊行物を發行します

(イ) 露亞時報—露滿蒙地方の財政經濟その他一般事情の記事があります(月刊雑誌)

(ロ) パンフレット—同上記事を三十頁乃至百頁に一纏めにしたる單行書あります

(ハ) 週報—週内哈爾濱地方に起りたる出來事を簡報し讀者の質問に供するので

(月二回) あります(週刊臘寫版)

三、本會は哈爾濱商品陳列館内に設けてあります

四、會員は一ヶ月拾貳圓の會費を前納しまして前記諸刊行物を受納するのであります

北滿洲哈爾濱道裡斜紋街商品陳列館内

露滿蒙通信刊行會

哈爾賓商品陳列館

パンフレット第百二十一號

最近の浦鹽斯德港

最近館員柏木省吾を特派し調査せしめたる浦鹽斯德港の現狀にしてパンフレット第百十
八、九號極東露領觀察記と參照すれば一層の興味あるべく茲に愛讀者各位に紹介する次
第とす

昭和四年十月十五日

森 御 蔭

897335

露滿蒙通信刊行會規定

一、本會は歐羅、西比利亞及滿蒙の財政、經濟、金融その他一般事情を調査通信するを目的とします。

二、本會は左の刊行物を發行します。

三、露滿蒙時報—露滿蒙地方の財政經濟その他一般事情の記事があります。(月刊四號)

四、パンフレット—同上記事を三十頁乃至百頁に一編めにしたる單行書あります。

五、週報—週内哈爾濱地方に起りたる出來事を簡報し讀者の質問に供するのであります。(月二回)

六、本會は哈爾濱商品陳列館内に設けてあります。

七、本會は一年拾貳回の會費を前納しまして前記諸刊行物を受納するのであります。

北滿洲哈爾濱道裡科紋街商品陳列館内

露滿蒙通信刊行會



哈爾賓商品陳列館

パンフレット第百二十一號

最近の浦鹽斯德港

最近館員柏木省吾を特派し調査せしめたる浦鹽斯德港の現状にしてパンフレット第百十
八、九號極東露領觀察記と參照すれば一層の興味あるべく茲に愛讀者各位に紹介する次
第とす

昭和四年十月十五日

森 御 蔭

897335



最近の浦鹽斯德港

目錄

浦鹽斯德商港の簡短なる歴史 ······ 一
浦鹽港の現勢概要 ······ 三

一位 置

二 氣 象

イ 溫 度

ロ 降 雨 量

ハ 風 向 及 風 速

三 商 港 面 積

四 港 内 の 水 深

五 埠 頭

六 六 六 六 六 六

イ	埠頭の種別	六
ロ	埠頭使用區分	七
六	倉庫	八
七	豆油タンク	九
八	諸作業能力	九
九	積込作業能力	九
九	給水能力	一〇
九	ハ 労働者數	一〇
一〇	港通過輸送事業營業に關する規定	一一
一一	自由港に關する極東革命委員會の決議	一二
一二	港經由外國品輸送に關する規定	一六
一六	浦鹽斯德商業代辦部諸掛明細表	一九
一九	荷操費	一〇
一〇	保管料	一一三

三 手 數 料	一八
四 看 費 料	一八
五 交通事務費	一八
六 保 險 料	一九
七 其他各作業	一九
八 代 辦 費	三〇
浦鹽港船內人夫賃	三三
基本布度稅率表	三七
特別規定布度稅率表	三九
自エゲリシエリド埠頭至哈爾濱中央驛	四七
輸入貨物鐵道連賃並に諸掛明細表	四九
輸入貨物哈爾濱八區費用	五三
輸入品のエゲリシエリド埠頭倉庫 に於ける保管料	五四

航 船 路 舶

- 一 浦鹽港輸出入貨物五ヶ年間比較表 五六
二 港路別輸出入貨物比較表 五八
三 通過輸送貨物輸出入比較表 五九
四 一九二八年度大豆、豆粕其他雜穀、肥料發荷者別輸出表 六〇
五 一九二八年度大豆、豆粕其他雜穀、肥料仕向地別輸出表 六一

ソウエート商船隊

- 商船隊所屬船名屯數一覽表 六一
商 船 隊 航 路 六二
商船隊の外國船舶傭船 六三
商船隊輸送成績 六四
商船隊輸送成績 六五

最近の浦鹽斯德港

浦鹽斯德商港の簡短なる歴史

一八六〇年、十一月二日イグナチエフの努力に依り露支兩國間に北京條約締結せられ、始め
て烏蘇里地方露國の領土として確認せられ、これより先、同年六月二十日現在の浦鹽斯德商港
(以下浦鹽港と略稱す)の地に要塞築かれ露國東漸の策源地として軍事上の要港を爲す。

二、一八七九年、オデツサー浦港間に始めて定期航路開かれ、義勇艦隊の「ニージニイ・ノヴゴ
ロド」號浦鹽港に到着し爾後移民の重要な通路となる。

三、一八九〇年、浦鹽港及極東露領沿岸港灣との間に個人航路開かる。同年我國海運界の巨擘日
本郵船會社は浦港—神戸—長崎—上海の航路を開く。

四、一八九一年、浦鹽港と重大なる關係を有する烏蘇里鐵道及西伯利鐵道の建設に着手さる。

五、一八九五年、西伯利鐵道最初の車輛運轉さる。同年後貝加爾鐵道の建設に着手。

六、一八九七年、浦鹽港に取りて久くべからざる重大意義を有する東支鐵道の建設に着手。同年
烏蘇里鐵道開通す。

七、一九〇〇年、後貝加爾鐵道開通す。

八、一九〇三年、東支鐵道の建設完成す。

九、一九〇四年、一月二十七日—一九〇五年八月二十三日の日露戰爭の結果、日清戰爭の後東漸
の策源地として領有せる大連港を失ひ、再び浦鹽港經營に全力を注ぐ。

一〇、一九〇八年、黑龍鐵道（現在の烏蘇里鐵道）建設さる。

一一、一九一四年、歐洲大戰勃發し、歐洲向け軍需品及其他の輸入貨物殺到し、浦鹽港は未曾有
の繁榮を來す。

一二、一九一七年、露西亞革命勃發し極東露領混亂に陥り浦鹽斯德市は政權爭奪の中心地となり
浦鹽港の衰頽甚だし。

一三、一五一八年四月四日、日本軍始めて浦鹽斯德に上陸す。

一四、一九二三年十一月十四日極東露領はR·S·F·S·R·に聯盟せられ、ハバロフスク市に極

東革命委員會（現在の極東露領執行委員會の前身）設立せられ、稍鎮靜す。

一五、一九二四年五月三十一日奉露協定締結せられて一九二〇年以来の東支烏鐵間の確執打開せ
られ、支那の蘇國正式承認に依り同年十一月四日東支鐵道に勞農の勢力扶殖せられ、枯渴せる
烏鐵運輸の資源援助を浦鹽港の活路恢復さる。

一六、一九二五年、日本は正式に蘇國を承認し、日蘇修交條約締結さる。

一七、同年五月、蘇官憲はエゲリシエリド埠頭一帶を開放して自由港地となし、埠頭諸設備の改
善に盡し、浦鹽港貿易獎勵の主旨に基く諸法令を發布して、銳意同港の繁榮を期す。

浦鹽港の現勢概要

一位 置

浦鹽港は浦鹽斯德管區の『ムラビヨフ・アムールスキ』半島の南端に位し我北海道小樽港ご
略同緯度に位す。

北緯

四三度六分五一秒

東

經

一〇一度三三分四一秒五

二 氣象

南支那海より来る暖流は對島海峽により遮られ韃靼海峽より来るリマン寒流は北部西伯利の平原を奔走する朔風と相俟つて寒氣極めて強く攝氏零下二五度又は三〇度に下ることあり、十月下旬に入れば降雪を見るも其量多からず、十二月中旬又は下旬に至れば港内結氷を以つて鎮まる、も船舶の出入には碎氷船の設備ありて然程の不便を感じず。三月中に解氷し、五、六、七月の候は濃霧期、六、七、八月は雨期にして空氣の濕潤甚だしきも、秋季に入れば霧なく降雨稀にして晴天連續し翌春に至るまでは晴天の日稀なり。

イ、溫度

浦摩露國海軍氣象課の觀測に基く過去十一ヶ年間の統計に依れば各月攝氏零下の日數は左の如くである。

種別	月	一ヶ年中零點下の日數											
		一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
零點下日數	三	六	三〇	二〇	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一
零點下日數	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
零點下日數	五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
零點下日數	六	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
零點下日數	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
零點下日數	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
零點下日數	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
零點下日數	十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
零點下日數	十一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
零點下日數	十二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
零點下日數	平均	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

ロ、降雨及降雪量

一九一〇年より一九二〇年に至る十一ヶ年間の統計に依る各月降雪降雨日數及水量は左の如くである。

種別	月	一ヶ年中零點下の日數											
		一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
降雪日數	六	三	四	六	五	六	五	六	五	六	五	六	五
降雪日數	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
降雪日數	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
降雪日數	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
降雪日數	十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
降雪日數	十一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
降雪日數	十二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
降雪日數	平均	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

備考

降水量はミリリットルを示す。

一ミリリットルは日本の約一町歩の地上に約六石の水を注ぎたるときの量。

八、風向及風速

冬期は北より北東に至る風最も多く全風量を通じて約五割五分に當る。

春期は北東より北西迄の風三割四分、北東より南東に急轉するもの三割五分。夏期は東南の風多く全風量の約五割を占む。

秋期は北風を原則とし北西より北東までの風量四割に當る。

三商面積

四 港内の水深

五
阜
頭

イ、埠頭の種別

浦鹽港の埠頭は大體に於て 一、エゲリシエリド埠頭 二、商船隊埠頭 三、稅關埠頭 四、

タリレス(極東木材)埠頭の四埠頭に分れて居るが、今エケリシリト埠頭の種別を示せば次の通り

りである。

第五、六、七號の三埠頭は沿海洲奥地より出廻る材木積取専用に使用する。

第八號埠頭は未完成。

第九號より第十六號に至る八埠頭は北滿通過輸出穀類の專用埠頭とす、其の中第十一號埠頭は一部輸入貨物揚荷に使用する。

六 倉 庫

倉庫敷地總面積

内

譯

天 鐵 製 上 屋	蓋	三、八八〇 平方米突
木 製 上 屋		一四八、七〇一、三平方米突
石 造 上 屋		七、三九九 平方米突

エゲリシエリド通貨輸送専用倉庫敷地總面積

九五、〇〇〇 平方米突

收 客 力

一五〇、〇〇〇 吨

其他一九二六年には石油、鹽等のタンクも創設せられたり。

七 豆油タンク

六個

タ ン ク 數	八、〇〇〇 吨 (攝氏一五度)
---------	-----------------

鐵製圓筒狀保溫式有蓋建物

八 諸作業能力

1、積込作業能力

穀類及豆粕積込能力 一日(八時間勞動) 最高 一〇、〇〇〇 吨

木材積込能力 一日(同) 最高 六、〇〇〇 石

一埠頭に於ける一日(八時間勞動)の普通荷役能力は五、〇〇〇 吨級の船舶にして船艙數四箇以上を有するものを標準として大豆七、〇〇〇 吨、豆粕八〇〇 吨、木材二、〇〇〇 石云ふ。

豆油の積込はポンプを使用して行ふ。

一時間の積込能力(看貫を要する場合) 六〇 吨乃至六五吨

同

(看貫を要せざる場合) 八〇 吨乃至九〇 吨

尙大豆の積込に對しては「ベルトコンベーヤー」四臺の設備あり、一臺一時間の能力六〇屯内外なり。尙ほ豆粕の積込に對しても本機械を一個新設し目下其の試験中なり。

口、給水能力

八、勞動者數（一九二五年八月現在）

陸上勞働者

朝鮮人人一、八〇〇人五〇〇人

支那人七〇〇人

支那

日雇人夫男 同 女 一五〇人
三〇〇人

卷之三

浦鹽港通過輸送事業營業に關する規定

S.S.S.R.人民委員會は浦鹽港繁榮の爲め、同港に於て通過輸送貨物の運輸に關する事業を經營するものに關する規定を發表し、營業稅及收入印紙稅等に關し多大の特典を與へて居る。今其の概要を示せば左の如くである。

イ、浦鹽港特別通過貨物取扱地域を経て滿洲より貨物の輸出に從事するもの。

同上地域を経て北満に通過輸送される貨物の輸入に従事するもの。

一、本規定の第一項に記載せる企業の外本規定の第一項に記載せる取引に關する作

より均等税を免除す。

四、本規定は齊素允二閣する尙典二就にて一九二六年四月一日より有効なり。但、文人印氏北

特典に關しては公布の日より有效こす。

五、本規定の適用に關する指令を發布するに當り、之をS·S·S·R·財務人民委員會に委託す。

S·S·S·R·人民委員會副議長ク井ブ井シエフ

於モスクワ、クレムリ、一九二六年三月十一日

(一九二六年四月十三日發行S·S·S·R·法令集第二十一號)

浦鹽自由港に關する極東革命委員會 (現在の執行委員會)の決議

一九二五年一月十三日附を以つて左の如く發令せらる。

第一章 通過貨物取扱地域及監視

第一條 浦鹽港經山外國貨物通過輸送に關する人民委員會の決議に基き滿洲及滿洲より本港經山移輸出入の爲め特別通過貨物取扱地域の取扱を開始す。

第二條 同地域として境界監視部の一部にて監視する柵を施したる地域を海岸有蓋倉庫、露天物置場、鐵道線路其の他の施設及隣接海岸線と共に之に充當す。

第三條 陸路同地域への出入は第十二號ボントン附近に向へる正門附近或は第七號ボントンに向へる出入口にて許可せらる、鐵道列車は第十七號附近に特別に設けられたる門を通じ又踏切を通じて許可せらる。

第四條 特別取扱地域海岸監視及海上よりの出入監視の爲め境界監視部の管理下に在る監視船を置く。

第二章 船舶の來航碇泊及行動

第五條 船舶の來航碇泊行動に關する浦鹽商港規定一般原則に對し通過貨物取扱地域に來る船舶關係規則を左の通り追加す。

甲 總ての外國航路船は監視船取締區域内の水道に停船し、取締船の來着を待つべし。

乙 本條甲に記載したる船舶は検疫手續、境界監視部の檢閱及船長より稅關代表者に移入貨物表及同船が通過貨物取扱地仕向なる旨を記載せる文書を添附して届出たる後始めて稅關手

續を経ずして特別取扱地域に入ることを許可せらる。

第六條 特別取扱地域より外國向出港船舶は税關検査を経るを要せず、其他の關係に於ては浦鹽港の現行規則の一般に依るべし。

第七條 特別取扱地域より港内の他水面へ移り、又は他水面より特別取扱地域へ移る船舶は外國より來航し又は外國へ赴く船舶と同様に一般規則に依りて税關検査を受くべし。

第八條 端艇、小舟、沿岸航路の汽船は特別取扱地域に入るこことを得ず。外國貨物積載を發見したる場合には一九二二年九月一日附國民委員會發布税關監視規則を適用す。

第九條 港内にて働く小蒸氣及駁船の特別取扱地域への出入は監視船より許可を受け税關監視規則を適用することを條件として許可せらる。

第三章 積込、積出、貨物移動及保管

第十條 軍用銃、其發火用品、麻醉藥、例へば阿片、モルヒネ 及び其用品及關稅委員會にて禁止したる關係にある貨物を除くの外、總ての貨物は特別取扱地域を經由することを許可せらる。

發火し易き爆發物、可燃質の貨物移送に關しては此の種の貨物輸送に關し浦鹽商港にて制定し

たる一般規則を適用す。

第十一條 荷主及其の委任を受けたる人は税關手續を履むことなく、本決議第二條に定めたる特別取扱區域内にて一九二四年九月二十九日附人民委員會決議中に規定したる貨物に對する凡ての作業、例へば荷揚、保管、改裝、分類、置換、見本選出、破損豫防手續を講すること貨物の改造等を爲すことを得。

第十二條 通過輸入貨物を特別取扱地域より仕向地に搬出し、又は輸出貨物を同地域内に搬出する事は浦鹽斯德及境界稅關手續規則に基く特別の許可を要せず。

第十三條 特別取扱地域内に於ける積込、荷揚、移動等は貨物保管に關する規則を除くの外本件に付いて浦鹽斯德商港にて制定したる一般規則を準用す。

第十四條 特別取扱地域内に存在する倉庫及貨物の監守職務及責任は全部特別地域管理所之を負ふ。

第四章

第十五條 浦鹽通過貨物取扱地域は既に發布せられ又は將來發布せらるべき、海岸使用其他の港

灣設備使用、火災防止、投錨地點、梯板使用、衛生設備使用、荷役作業の危険防止、其他港灣事務に關する協議會の管理に屬する問題を取扱ふべき決議に對しては港灣に對する一般取扱に準據するものとす。

浦鹽港經由外國品輸送に關する規定

浦鹽自山港設定に伴ひS·S·S·R·人民委員會は浦鹽經由外國品の輸送に關し左記要旨の規定を決議發表せり。

一、海路、浦港に輸送し、更に滿洲に送輸すべき外國品並に滿洲より浦鹽を經由し外國へ輸送すべき外國品の輸送に對しては次の諸條件を適用す。

二、稅關——運賃委員會が浦港經由を許可せる貨物にして、貨物輸送證明書を以て浦港經由輸送品たることの證明あるものに對しては第一項に記されたる輸送を許可す。

三、第一項に記載されたる浦港經由貨物は之等貨物の爲め特に設置し、而して稅關の監督を受くる倉庫に於て保管することを得、之等の貨物を其の指定先に輸送する前に當地製造工場に於て

精製することを得。但し貨物を倉庫より製造工場に運搬し、又製造工場より倉庫に逆送せる場合稅關はこれを監視し且つ原料と製品の調査を行ふ。

四、稅關の管理區域に存在する第三項に記載せる倉庫以外に浦港の他の區域より隔離せる特別の區域を定む、荷揚又は經由輸出貨物採用の爲めに該區域に到着する船舶は稅關の檢閑を受けず而して該區域に於ける倉庫一切の業務に關しては稅關は通過輸送の目的を以てする之等倉庫の貸借を取締るものとす。

倉庫より貨物精製の爲め指定區域外に貨物を運搬する際は第三項に基き稅關の檢閑を受くるものとす。

(備考) 第四項に記せる倉庫の管理法は外國貿易及交通の兩委員會の協定に依りて定めらる五、經由貨物の倉庫(第三、四項)に於ける保管期限を一ヶ月とす。而して荷主に對し該期間内に於ける貨物の荷造替分類見本の選擇並に腐敗豫防法の採用等の權利を與ふ。

(備考) 爆發物及燃燒性を有するものに對しては、第五項の期限を一ヶ月に縮少す。

六、稅關經由輸送貨物を檢閑せず、只だ外國又は第四項に記されたる倉庫より貨物を採用する場

合、第二項に基き貨物の經由輸送権を與へ且つ貨物證明書と共に、貨物の數、場所、印、番號及荷造の種類等を調査す。

然れども若し貨物證明書に數量及品目に關し疑はしき點あるときは其數量及貨物種類を調査す。七、發送稅關は經由輸送貨物到着の際輸入稅關の車輛、無蓋貨車又は貨物の積載所に記せる保証記號を調査するのみなるも若し證明書が不正なる場合に於ては輸入稅關が貨物を引渡せる鐵道又は交通機關に對し罰金を課すべく公文書を作成し之を輸入稅關に送附す。

八、稅關所屬倉庫に於ては經由輸送貨物の保管料（三倍値下せるもの）を徵收す。他の倉庫取締上稅關の官金支出を補はんが爲め倉庫取締規定に基き料金を徵收す。

九、一ヶ年の保管期限満期後倉庫に殘留せらるる貨物に對しては三ヶ月の猶豫期間を與ふも此の三ヶ月間に於て關稅消費稅以外に料金を支拂ひ外國へ輸出すべきものとす。若し此の猶豫期間内に於て輸出せず、又保管繼續に關し倉庫當事者との契約不成立の場合は其の貨物を競賣に附し、購買者に對して之等の貨物を外國に輸出することを條件とす、而して其の賣上高は關稅及消費稅以外の料金並に賣却上要せる支出を補ひ、其の殘高は貨物賣却後一ヶ年以内に荷主に引き渡すものとす。

十、若し最初の輸送先を變更し經由輸送貨物の幾分なりともS·S·S·R内に輸送するときは外國貿易人民委員會の許可に依り關稅及其他料金の徵收に關する規定に基きて稅關は之が發送を許可す。

十一、倉庫に保管する貨物に對しては倉庫保管証を下附す。而して該保管証に依つて所定の銀行取引を行ふことを得。

十二、稅關又は國家機關の所屬倉庫取締に關する訓令、並に之等の倉庫に保管する貨物に對する稅關業務は稅關——運賃委員會に依りて裁可せらるるものとす。

一九二四年十二月二十四日於莫斯科

S·S·S·R·人民委員會議長ルイコフ

烏鐵浦鹽斯德商業代辦部諸掛明細表【一九三七年一月一日現在】

作業種類

單位、屯、哥

一 荷 操 費

(一) A、輸出貨物

イ、烏鐵各驛及東鐵哈爾濱—阿什河驛より到着するものにして、寸法、重量、種類の如何に係らず

ロ、(イ)項に記載なき林材にしてベニヤ板以外のもの、寸法、重量種類如何に係らず

ハ、ベニヤ板重量〇、一一〇屯迄

同〇、一一〇一〇、一九〇屯迄

〇、一九〇一〇、六五〇屯迄

(二) 豆 油

イ、樽詰、重量及個數の如何に係らず

ロ、保油貨車より樽へ、樽より汽船へ

一八三、〇〇

二一三、五〇

二五六、二〇

二八七、三一

三三一、一三三

八六、〇五

(三)

夏 季 四月一日—九月十五日
冬 季 九月十六日—三月三十一日

ハ、夏季及冬季の兩季に亘つて荷役するもの

大豆及其他の穀物

イ、大豆、小豆及小米子各個重量如何に係らず

ロ、小麥、稗、粟、高粱、蕎麥、扁豆、豌豆、玉蜀黍、菜豆、

穀割、麩等

豆粕及大麻種子、各個の重量如何に係らず

羊 毛

重量〇、一一〇屯迄

同〇、一一〇一〇、一九〇屯迄

同〇、一九〇一〇、六五〇屯迄

(六) 石 炭

二五六、二〇

二八七、三一

三三一、二三

一三一、九八

(七)

(一)、(二)、(三)、(四)、(五)及(六)項以外の輸出品にして包裝の如何に係らず
○、一〇屯迄

○、一一〇、一九〇屯迄

○、一九〇一〇、六五〇屯迄

B、輸入貨物

茶、袋、紙、及厚紙

砂糖

石炭及コークス

豆類、豆粕、米、亞麻種子、あわがへり(植)穀粒、粉、稷、粟
燕麥、むらさきうまでやし、紅甜菜、砂糖大根、馬鈴薯、生魚及乾魚

(五) 共他

(一)、(二)、(三)、(四)項以外の輸入貨物にして包裝の如何に係らず

○、一一〇屯迄

○、一一〇一〇、一九〇屯迄

○、一九〇一〇、六五〇屯迄

A、輸出品

(一) 豆油

一八、三〇

(二) 木 材

一九、一五

入庫の日より各一晝夜に對し

最初の三十日間に對して

其の後の各十五日に對して

三十晝夜以上各一晝夜に對して

三〇、五〇
一、八三

(四)

石炭

最初の十五日

第二の十五日

第三の十五日

次の十五日

(五) 其他の輸出品

(一)、(二)、(三)、及(四)項以外の輸出品にして寸法、重量及包装の如何

に係らず

最初に十五日

第二の十五日

第三の十五日

三〇、五〇
一五、二五
一五、二五

三〇、五〇
一五、二五
一五、二五
一五、二五

(六)

空袋

輸出穀物充填の爲め將來烏鐵各驛に發送さる爲め海路エゲリシ
エリドの代辦部の倉庫に到着せるもの

最初の十五日

第二の十五日

第三の十五日

第四の十五日

第五の十五日

第六の十五日

第七の十五日

次の各十五日

三〇、五〇

注意 保管料は貨物が代辦部に到着したる時より計算し、十
五日未滿は十五日と計算す

四五、七五

三九、六五

三六、六五

三三、五五

三一、〇〇

三〇、五〇

二九、〇〇

第八の十五日

二七、四五

第九の十五日

二七、四五

第十の十五日

二六、〇〇

第十一の十五日

二六、〇〇

第十二の十五日

二四、四〇

第十三の十五日

二三、〇〇

第十四の十五日

二三、〇〇

第十五の十五日

二一、三五

第十六の十五日

二一、三五

第十七の十五日

二〇、〇〇

第十八の十五日

一八、三〇

第十九の十五日

一七、〇〇

第二十の十五日

一七、〇〇

第二十一の十五日

一五、二五

第二十二の十五日

一五、二五

第二十三の十五日

一五、二五

第二十四の十五日及次の十五日

一五、二五

B、輸入品

滿洲に輸送せられる輸入貨物の保管は代辦部に到着の最初の一ヶ月は無料にして、其の後の該貨物の保管及S·S·S·R・向けの貨物は凡て寸法、重量並に包装の如何に係らず

最初の十五日

四五、七五

第二の十五日

三〇、五〇

第三の十五日

四五、七五

其後の各十五日

十五日未満は十五日と計算す

三 手 数 料

A、輸出品 凡ての貨物より

一五、二五

B、輸入品

一八三、〇〇

茶類及絹

三〇、五〇

(四)

(三)

(二)

(一)

小麥

一五、二五

(四)

(三)

(二)

(一)

鹽

(一)、(二)、(三)項以外の貨物

六一、〇〇

A、輸出品 入庫の際凡ての貨物より

二四、四〇

B、輸入品

六、一〇

五 交 通 事 務 費

A、輸出品

豆油（代辦部倉庫に於ける豆油タンクの暖房量を含む）

六一、〇〇

豆油（箱に移すごとを得るもの）

一五、一五

木材（鳥鐵各驛より輸出の爲め到着するもの）

一五、一五

木材（第三項以外のもの）

三〇、五〇

小麥、大豆及其他の穀粒

一七、六九

(六)(五)(四)(三)(二)(一)鹽以外の凡ての貨物

一五、二五

(一)、(二)、(三)、(四)項以外の輸出貨物

三〇、六〇

B、輸入品

鹽

鹽以外の凡ての貨物

六 保 险 料（輸出品及輸入品）

貨物の所有者任意の申出に依り國家保險部の料金に従つて保險に附す

注意 保険に附せられる貨物に對しては烏鐵並に代辦部は其の責に任せず

七 其他の各作業（輸出品及輸入品）

(二)(一) 各貨物の一の場所より他の場所への上屋内の移動

各貨物の一の上屋より他の上屋への移動、第一項に準じて一屯より徵集す但し第一項の料金より一〇〇%増

倉庫より浦壌斯德市又は其の近邊の代辦部の倉庫への馬車實費輸送

軒の利用

税關が有税品、消費稅品等の檢閱の際の諸附帶作業

茶其他の貨物の包裝の修繕、取替、訂正等並に之に要せる材料

イ、穀物に第二の袋を着せること。又は他の袋へ移し替へ口を縫

ひ閉づること。但し計量なし正味一屯より

ロ、同上計量付き正味一屯より

ハ、他の袋へ穀物を移し替へ又は着せ替へること。但し計量なし、正味一屯より

ニ、同上計量付き、正味一屯より

特別の要求に依り貨物を計り換へること

イ、倉庫内の總ての貨物を舊に積返すことを條件として個々に計り換へること。但し該貨物荷操料金の一倍半の料金を正味一屯より

ロ、汽船又は貨車並に馬車に積替に際して除外例なく凡ての貨物

の個々の計替に對し該貨物積替に對して定められたる普通料金の五〇%を正味一屯より

(十)(九) 本料金表に示されざる貨物の積替に對しては
爆發性の貨物、有毒貨物、燃燒性の貨物の積替に對しては荷操貨率表の一〇〇%増

同 同

同

同 同

同

同

同

同

荷役賃率表に依る

税關規定に依る

實費

(二)

汽船の繫留に對して

一五留

八 代 辦 費

荷主の委託に依り委託者の計算に於て行ふ烏鐵通商代理部の經費は
イ、税關費—關稅支拂、印紙稅、倉庫料、貨物の質、量目、寸法
個數等に關し税關規定に觸れたる場合の罰金、科料、搬入禁
止の貨物に對する科料、其の他の税關規則の破壞等の場合、
其の罪の代理部に在らざる限り實費を徵收する筈である。

ロ、檢閱、押印、鉛印等

ハ、税關倉庫作業

ニ、諸證券の印紙稅等

三、税關手續代辦手數料

四、輸出品

六、木材各種

同 實 費
稅關規定に依る

(一)

輸出品

三〇、五〇

六、木材各種

二、其の他の通過貨物

三、S·S·S·Rの鐵道より來る貨物

一五、二五

輸入品

一五、二五

一、紙代其他

輸出入の通過貨物並に有稅品につき實費を徵收す、但し各發送に對して三十哥以上たること

二、郵便費

各發送より

イ、輸入品より

無稅品——一回の發送量一屯五〇以下

一屯、五〇以上の發送の場合にして

最初の一屯五〇に對して

一〇〇、〇〇

—[33]—

—[32]—

其後各一屯を増す毎に

七、六二五
二
一〇

有税品——石炭及コークスの貨車輸送、一屯

鑄鐵一屯

但し該貨物の貨車輸送の爲め鐵道の運賃に依りて定められたる量に對するより以上の支拂計算ミす有税品の他の發送に對しては若し税金が二五〇留を超過せざる場合は支拂税額の一%，但し各發送よりの取立は一留以上たること

税金が二五〇留を超過する場合は最初の二五〇留に對して

二五〇留以上に對しては七五〇留までは二分の一%、七五〇留以上の他の部分に對しては

〇、一〇%

注意 海外へ再輸出を聲明せる輸入品に對する手續に對して

は手數料は輸入品の爲め設定されたる規定に依りて取立つ

口、無税を以つて發送される荷物にして、消費税検疫及其他の手續を要するもの

五〇以上

各發送に對して次の如し

酒 精(一屯)

一三、八七五
七、六二五

一五、一五

其他貨物

但し各個の發送より五〇哥以上

ハ、穀物關係の貨物にして貨車輸送を爲すものは屯當り四哥、但し穀物の貨車輸送の爲め定められたる鐵道運賃に依り規定されたる量に對するより以上の支拂こす

ニ、家畜、家禽の如き生物の貨車輸送、一車

五〇

他の無税品の發送、一屯
但し各發送より五〇哥以上

木、露西亞内國關稅關係の貨物、一屯

但し各發送より一留以上

ヘ、露西亞通過の満洲行直通貨物、一屯

但し各發送より五〇哥以上

ト、貨物を轉送する場合、輸送の條件又は荷主の希望に依り一通の貨物引替證券又は一通の船荷證券と共に稅關に到着せる荷物が鐵道代辦者の手續に依り更に數通の引替證に依り發送せらるる場合は各補充の引替證に對して

註 意 一通の引替證に依つて鐵道代辦者に依り貨物の轉送される場合は特別の支拂を要せず

チ、鐵道代辦者が荷受人より代金を領收すべく委託されたる場合

二五

六、六二一五
一八、三

の手數料は支拂代金の五分の一にして但し各委託に對し二十
五哥以上たること

浦鹽港船内人夫賃【單位英屯、哥】

貨 物 の 種 類

各種麻袋又は袋入り穀類の積込及陸揚

重量三屯までの各種貨物の陸揚

重量三屯以上の各種貨物の陸揚及積込

重量六布度までの各種小貨物及箱入り貨物

箱入り貨物積込にして重量 六布度——一二布度

同 一二〇布度——三〇布度

依入り貨物積込にして、重量 六布度——一二布度

一屯より

三〇、〇〇

四二、〇〇

協定に依る

四二、〇〇

五一、〇〇

六〇、〇〇

一二〇、〇〇

五一、〇〇

一〇布度——一〇布度
二〇布度——三〇布度
五六、〇〇
八〇、〇〇
三七、〇〇
三八、〇〇
六〇、〇〇
五六、〇〇
五〇、〇〇
五六、〇〇
六九、〇〇
八二、〇〇
四四、〇〇

鹽の積込及陸揚

樽入り荷物の積込にして重量 二布度——一〇布度

同 一〇布度——三〇布度

同 樽入漁類 一〇布度——三二布度

牛肉の積込及陸揚にして重量 五布度まで

同 同 五布度——一〇布度

同 同 一〇布度——一八布度

（凍結羊肉）

（一） 一つの船内を経て他の船内へ積込み又は陸揚する場合は此の二倍（普通船内貨の二倍）又は協定に依る

- （二） 大豆、豆粕及其他の貨物にして最下甲板の如く入口の扉の低く狭くして作業困難なる場合の陸揚又は積込（同上）
- （三） 容易に運搬し得るもの例へば包装用の箱、筵等の如き貨物の陸揚又は積込は一英屯につき八八哥

基本布度税率表

一九二八年二月十八日より施行

（S.S.S.R.人民委員會一九二七年五月規定）

（單位米屯、哥）

品種	輸出入通過貨物ニ對シノモノニ對シ遠洋及近海航路
A、泥炭、乾枝	一五、〇〇
B、天然產の建築用材料、砂、刻み天然石其他	五、〇〇
C、廢物精製礦物	五、〇〇

(2)

二〇〇〇

1000

- A、米及び糧抹ヲ除ク總ヘテノ穀類
- B、豌豆、大豆、菜豆、玉蜀黍、扁豆、
- C、豆科類全部
- D、特別記名サレタル木材ヲ除ク總ヘテノ木材
- E、乾草及ビ藁

(2) A、米及び糧抹ヲ除ク總ベテノ穀類
B、豌豆、大豆、菜豆、玉蜀黍、扁豆、
C、豆科類全部
D、特別記名サレタル木材ヲ除ク總ヘテノ木材
E、乾草及ビ藁
F、半加工の人造建築用材料及び精製材料
G、石炭
H、總べての石灰
I、燃用石油、石油、總べての塗料、石油搾殘糟のガソリン
J、天然鹽其他
K、總べての礦物
L、黑色金屬品及び其の碎片
A、總べての糟及び麩

六 “ ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” 三

— " " " " " " " " " " —
— " " " " " " " " " " —

- C、總べての米、糊及び糊精
- D、總べての種子類
- E、總べての果實
- F、鑛泉水含有アルコール飲料水
- G、捕魚及び捕獸材料
- H、總べての製材削材、皮去り材製櫻材料、燐寸軸木削屑
- I、陶器製作用耐火支柱、陶器製品
- J、コークス
- K、總べての脂類
- L、肥料、獸骨
- M、總べての酸類
- N、特別記名されたる黒色金屬製品を除く總べての黒色

" " " " " " " " " " " "

" " " " " " " " " " " "

金属製品

O、爛布、紙塊（紙材料を除く）

P、大麻、精製麻屑（織物材料となるべき）亞麻、麻屑
つなそ、つなそ梳屑其他

(4)

A、特別記名されたる食料品外の食料品

B、ビール、黒麥酒、蜂蜜

C、バタ及び植物油

D、卵、乳類

E、皮未製品

F、高價なる木

G、木製品

H、バスケット及び枝編細工材料となるべき植物

I、硝子細工

一一〇,〇〇

四〇,〇〇

—[42]—

J、精製鑄物油（總ての）、油及原油、石炭及木炭より製
されたる凡てのもの

K、總ての曹達

L、燐寸

M、建築用石材及高價なる鑄物

N、耕作用機械及農具品

O、無色及有色金屬類及其碎片

P、製紙材料爛布

Q、綿類

R、總ての獸毛類

S、包裝用布、袋及び防水布

T、總ての獸類及鳥類

A、特別記名のものを除く生物類よりの生産品及び其の

一一〇,〇〇

八〇,〇〇

—[43]—

加工品

B、雜貨及殖民地產の物品、煙草及其加工品（此の中に
砂糖含まる）

C、革

D、寶石及金屬加工品

E、陶磁器

F、彈性護謨製品材料

G、藥品、化學品（ベンキ塗料材料を含む）

H、製產用機械及び其總ての附屬品

I、無色及有色金屬製品

J、教育書籍、筆記用具、用箋及紙製品

K、纖維物（人造のものを含む）但し特別記名のものを除く

L、總てのアルコール類、アルコール含有の飲料及洋酒

(6) A、紡糸及び特別記名のものを除く纖維質よりの製品
B、總ての皮革製品

C、機械類（耕作用、物理學用、數學用器械及び附屬器、
細密なる機器、但し其部分品を除く）

D、電氣器具及電燈附屬品

E、自動車、自轉車、幌馬車、荷車、橇其他

F、軟硬性護謨製品

A、毛皮、毛革

B、鏡、眼鏡硝子

C、絹紡糸及絹製品

D、小間物類

A、木材類

B、穀類及び糧抹

備考 (一) 外國へ輸出さるべきものにして

" " " 七二〇,〇〇
" " " 一四〇,〇〇

C、總ての礦物、採油種子及び糟（布度稅を特定せられたる擗粕）等は特定
稅率表參照

(三)(二) 外國に輸出さるべき原石、曹達は布度稅を免除さる。

外國に輸出さるべき

A、セメント

B、マグネシウム

C、鹽

D、植物より採取されし藥品（果樹の根より採取せしものを含む）以上布度
稅五〇%を減ぜらる。

(五)(四) 博物館コレクション、及び研究所の資料に供さるるものは布度稅を免除さる
總ての特別記名の貨物は其の形態、品種に依り判定し得る當該種目に基き徵
集す。

貨物にして規定種目に適應し難きものは第七項に定められたる布度稅率に依
り支拂ふものとす

即外國に輸送さるるものに對しては七留二十哥、沿岸輸送のものに對しては

二留四十哥

特別規定布度稅率表

（輸出品……木材、穀類、糧秣類、植物種子類）

S·S·R·人民委員會、一九二六年四月二十日及

一九二七年五月五日規定

（單位、米屯、哥）

稅率

項
A、木
材
薪及乾枝

(3) (2) (1)
丸太、總ての鋸工を加へたるもの（板、簿板、貨車製造用小板、小割材）
削板、皮去り材（柵、鐵道枕木其他）

一五、二五
三〇、五〇
四五、七五

(5) (4)

ベニヤ板嵌木、製樽材、燐寸軸木

高價材（あさまつけ、一位の発瘡木、いこすぎ）胡桃其他

B、穀類、糧抹、植物種子

總ての穀類（米、豌豆、大豆、玉蜀黍、扁豆、菜豆、穀、其他を除く）

總ての碾割類

植物種子（採油種子）及び總ての搾酒

六一、〇〇
一二二、〇〇
三〇、〇〇
四五、〇〇
六〇、〇〇

港務局管理部長

バラノフスキイ

六一、〇〇
一二二、〇〇
三〇、〇〇
四五、〇〇
六〇、〇〇

—[48]—

自エゲリシエリド埠頭至哈爾濱中央驛
輸入貨物鐵道運賃並諸掛明細表

（單位、布度、哥）

品 名	烏蘇里鐵道			東支鐵道			合 計
	等級 運賃	驛費 積替費 エ埠頭	小計	等級 運賃	卸貨費 貨車	小計	
電氣器 但シ綿物 反シ綿布 ク 革 皮 製 品 除 類 具	六 三、六 〇、七五 六、九三 元、一〇 一 古、八 二、五〇 古、六 一、五、八八	六 三、六 〇、七五 六、九三 二、四 六 三、五四 二、五〇 三、〇四 五、四八	烏 蘇 里 鐵 道	東 支 鐵 道	合 計	烏 蘇 里 鐵 道	六一、〇〇 一二二、〇〇 三〇、〇〇 四五、〇〇 六〇、〇〇

—[49]—

品名	支線費	東支商業部手數料	合計
麻袋	八〇	五五	一、五五
糸糖	五五	五五	一、五五
布類	五五	五五	一、五五
紙類	五〇	三〇	一、二五
聞品	一一	一一	一、一
品附	一一	一一	一、一
類製	一一	一一	一、一
板屬	一一	一一	一、一
物菜	一一	一一	一、一
類新	一一	一一	一、一
謨類	一一	一一	一、一
燈護	一一	一一	一、一
古電	一一	一一	一、一
紙野	一一	一一	一、一
果綿	一一	一一	一、一
綿砂	一一	一一	一、一
麻	一一	一一	一、一

輸入貨物哈爾賓八區費用

(單位：布度、哥)

セ メ ン ト	窓 筵 粗 製 硝 子	葉煙草 草ヲ除ク 煙	レール及其附屬品	金 釘 及 屑 棉 網 類	切 屑 及 苛性 曹達 類
一〇		八	八	七	九
六、三		九、毛	九、五七	二、八	六、八七
〇、七五		〇、七五	〇、七五	〇、七五	〇、七五
七、六三		六、九三	七、七五	六、九三	六、九三
一四、五〇		一七、三五	一八、〇七	一八、六	一四、五五
一〇		八	八	七	九
一四、四八		三三、六三	三三、六三	三三、〇〇	二、三三
二、五〇		二、五〇	二、〇〇	二、五〇	二、五〇
一六、九		三五、一三	三四、六三	三三、五〇	一八、七三
三一、四八		四三、三元	四二、七〇	四七、一八	三三、三元

輸入品のエゲルシエリド埠頭倉庫
に於ける保管料

(單位、布度、哥)

第一期	十五日間	無料
第二期	同	○、七五
第三期	同	○、五〇
第四期	同	○、五〇
第五期	同	○、七五
第六期	○、七五	○、七五
第七期	○、七五	○、七五
第二十四期	○、七五	○、七五

船舶

一九二六／二七年度、浦鹽港に入港せる船舶は五六一隻、一、一六八、八六〇屯にして、日本船は三七四隻、六〇三、三九三屯の絶對多數を占めて居る。右の日本船は主として極東露領より本邦に輸入せられたる木材の輸送に充てられたるものである。今歐洲大戰前の一九一三年と一九二六／二七年度の成績を比較するに、一九一三年度の入港船舶は六〇〇隻、總屯數九七三、三〇〇屯にして一九二六／二七年度は隻數に於て三九隻の減少であるが總屯數に於て一九五、五六〇屯の増加である。

左に一九二四／二五年——一九二六／二七年度間に於ける國籍別入港屯數を示す。

浦鹽港出入船舶國籍別屯數表

日 本	國 別	一九三三／四年			一九三四／五年			一九三五／六年			一九三六／七年		
		隻 數	總 屯 數	隻 數	總 屯 數	隻 數	總 屯 數	隻 數	總 屯 數	隻 數	總 屯 數		
三三	元金、六二	三六	三三、一三	三七	五七、三九	三四	六〇三、三九	六三	六〇三、三九	六三	六〇三、三九		

S 吉	S 利	R 支那	英 蘭	和 威	瑞 抹	丁 西	其 他	三 元	四 吉	
一、九四五 六、七三一 七、兜〇 一〇、七三五 三、五五六 六、六九三 三、五九三 四〇、四八	二、九六 三、六四 一九、四四四 五、五三八 五、九四 二、兜六 八、九三六 四八七	三、二三 二、三三 三、二二 三、三三 三、三三 三、三三 三、三三 三、三三	二、三三 二、三三 二、三三 二、三三 二、三三 二、三三 二、三三 二、三三	四〇 四〇 五、九九一 二一、九六 六三、五六 三、九一 四五、五六 三、九一 四三、九五 三、九一 四、二五 三、九一 毛奇	一、九四三 七、四八 八、七〇七 五、九四 二、兜六 八、九三六 一、九〇〇、四八 三、九一 四、二五 三、九一 一、九一 七、三〇	七、三〇 一九、四二三 七、一〇三 三、九一 四、二五 三、九一 四、二五 三、九一 一、九一 毛奇	二、九六 三、五六 三、九一 四五、五六 三、九一 四三、九五 三、九一 一、九一 一、九一	三、九一 三、九一 三、九一 三、九一 三、九一 三、九一 三、九一 三、九一	九、三七 六、七三一 七、兜〇 一〇、七三五 三、五五六 六、六九三 三、五九三 四〇、四八	一、九四五 六、七三一 七、兜〇 一〇、七三五 三、五五六 六、六九三 三、五九三 四〇、四八

航 路

外國船の定期航路としては以下記すところの三航路あるのみにして、其他は輸送貨物の有無に依りて不規則に航行するものにして極めて漠然たる状態に在り。尙ほ其他商船隊の航路（商船隊の部参照）あれども日本方面に航行し得るものは僅かに二、三隻に過ぎず、これとても外國船に對して影響を與へ得る程のものにあらず、其他は主として近海及沿海航路のみである。

(一) 定 期 線

イ、(川崎汽船株式會社船)

浦壌——小樽線……寄港地、七尾、伏木、新潟、舟川、青森、函館、小樽

ロ、(朝鮮郵船株式會社船)

浦壌——大阪線……寄港地、勇基、清律、城律、元山、釜山、門司、神戸、大阪

ハ、(北日本汽船株式會社船)

浦壌——敦賀線……(一週二回)

イ、浦壌——横濱線

ロ、浦壌——上海線

ハ、浦壌——漢口線

ニ、浦壌——バンクーバー線

水、浦壌——英國其他歐洲線

(二) 其 他 不 定 期 線

△、商船隊航路（商船隊の部参照）

海運貨物

内亂及日本の出兵當時は、浦壌港の著しい沈滯の時期であつたが、極東露領のリウエート化と共に除々に復活し現在に於ては一九一三年を凌駕するまでに達して居る。

今浦壌港の最近に於ける貨物の總取扱高を比較すれば次の如くである

(一) 浦壌港輸出入貨物比較表(屯)

方 向	一九二三年	一九二三／二四年	一九二四／五年	一九二五／六年	一九二六／七年	一九二七／八年
輸入割合	一、〇二六、〇三	一元、元七	一四、八〇七	二〇〇、〇三	二六、元九	三〇、零六
輸出割合	一〇〇、〇	二、七	一四、一	一九、七	二、三三、九	三、五、五
輸出入合計割合	一、四六、二七九	八〇、三	一、〇二、四七〇	一、三四、一九	三〇四、七	四六、五
	一〇〇、〇	九三、三七	一、一四、三七九	一、九四、六三	一、九八、五一	三、三五九、四七六
		六三、九	一、一四、三七九	一、九四、六三	一、三五、八	一六一、二
		六三、九	一、一四、三七九	一、九四、六三	一、三五、八	一六一、二

(二) 浦壌港航路別輸出入貨物比較表(屯)

年 次	近海航路			遠海航路			外國航路		
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	
一九二三／二四年	四、八六	三一、九七	一〇、九三	一〇、九三	二、六三	九、一五	九、一五	九、一五	九、一五
一九二四／二五年	九、六三	毛、三四	一、九四	一、九四	五、一四	一、三二、〇五	一、三二、〇五	一、三二、〇五	一、三二、〇五
一九二五／二六年	九、八四	五、一三	一、九五	一、九五	九、一三	九、一三	九、一三	九、一三	九、一三
一九二六／二七年	八〇、〇五	九、一三	一、九六	一、九六	九、一三	九、一三	九、一三	九、一三	九、一三
一九二七／二八年	九三、四六	一、九六	一、九九	一、九九	一、九九	一、九九	一、九九	一、九九	一、九九

浦鹽港の爲めに第一の意義を有するものは海外向けの輸出貨物及輸入品である。浦鹽港と黒海沿岸の諸港とを連結する遠洋航海は比較的發達遲々たるものである。比較的大なる意義を有するものは太平洋岸のリウエート領の近海航路にして、今其の航海の種類別に示せば左の如くなる。

へは主に工業製產品である。

今浦鹽港通過の北滿輸出入貨物の割合を示せば左の如くである

(三) *浦鹽港通過輸送貨物輸出入比較表(屯)

方 向	一九三三年	一九三三／三四四年	一九三四／三五年	一九三五／六年	一九三六／七年	一九三七／八年
北滿ヨリ輸出 割 割 合	三〇、三七	六〇七、二六	七六、六七三	一、一七二、六九七	一、三九九、七四五	一、五四七、八九五
北滿へ輸入 割 割 合	一〇〇、〇	一六四、三	一四、〇	三二、四	三六、七	四一八、〇
合 割 合	五一、六四三	一七、七四一	云、三五二	四〇、四〇一	六三、四〇〇	八〇、四四六
合 割 合	一〇〇、〇	一〇〇、〇	五〇、八	五〇、八	一三三、八	一五五、二
合 割 合	四二、九五九	六三、〇三七	八二、九三三	一、一二三、〇九八	一、四三、一四五	一六三八、三四七
合 割 合	一〇〇、〇	一四八、一	一九二、九三三	一、二八七、五	三四六、八	三六五、九

更に一九二七／一八年度に於ける北滿輸出特產物の中浦鹽港經由の大豆、豆粕、其他雜穀肥料の數量を發荷主別、及仕向地別に示せば左の如くである

自昭和貳年拾壹月壹日
至昭和參年拾壹月壹日止
臺灣省新竹港大貢舶甚仙雖
肥料發送

新 三 竹 世 高 義 荒 日 加 千 協 商 儀 福 北 成 松 德 裕 高 笠 永 入 南 烏 川 商 極 橫 朝 正 其 合																			
共 泰 岡 洋 興 露 實 滿 買 發 順 洋 洋 業 汽 船 東 正 鮮 隆	16	37	598	48	104	32	192	18	410	65	86	442	129	16	32	113	15	16	16
矢 祐 内 徳 興 號 行 武 業 藤 越 葉 信 組 田 易 東 岡 信 成 田 井 行 江 行 部 船 隊 行 行 他	16	33	1.686	37	598	40	814	20	299	16	106	33	19	16	32	113	15	16	16
計 885 032	439.446	16.963	24.456	17.282	4.466	19.222	5.240	3.413	939	8.840	68	181.59	645	815	765	793	1.328	51	

佳穀肥料發荷者別輸出表

單位英順建

5.194	2.953
29.314	1.000
36.500	33
197.139	65
65.646	19
54.897	7
65.378	129
12.316	429
25.784	85
29.711	82
11.013	2
1.370	80
2.876	442
2.068	129
584	32
684	18
400	32
294	32
2.618	113
673	15
16	16
671	66
10.017	743
1.684	52
33	16
6	33
5.232	33
650	2
530	162
17	17
301	301
697	418
418	246
246	82
82	60
274	43
825	49
98	172
316	198
14.083	20
975	9
98	1.328
150	765
1.496.363	793

(浦鹽斯德國際運輸支店)

自昭和貳年拾壹月壹日
至昭和參年拾月參拾壹日 壹箇年浦潮斯德港大豆豆粕其他雜穀肥料仕向地

品名	大豆	豆粕	豆油	高粱	粟	小麻子	蔻	ソバ	玉蜀黍	小豆	茶	黍	燕麥	豌豆	小麥	大麥	骨粉	飼骨	飼料
仕向地																			
歐洲 濱戸 豊市尾 水阪司 松島 釜	837.880	881	136.566	16.963	801	336	1.232			6.341	32	4.127							1.45
横神 武四名 清大門 若高字鹽	17.122	57.251		1.626	278	859	1.943	2.444	327	297		37.884	19						271
日本 古	360	19.213		1.712	551	1.588	2.145	1.93	409	202	767	50	7.461	20	726	247		23	
歌舞伎 新七伏新船青函 小元釜清尾上熱芝雄基宇石酒鹿	129	6.224		6.492	2.702	32			251		114		33						
和 塙 舞	25.500	6.792		567	94	1.563	336		65		519	16							
和 塙 舞	9	2.463		4.390	985	55	29												
和 塙 舞	2.497	17.955		742	1.395	51		800	133	287	16	458	32	362	16			138	
和 塙 舞				564	529				220		176							152	
和 塙 舞				2.191															
和 塙 舞		12.322																	
和 塙 舞		684		5.446	70														
和 塙 舞	1.232	16.441		1.670		49		4.418	122	843	322	829	66	33	168	576		222	
和 塙 舞				3.297				56	16		31							16	
和 塙 舞				5.247				29											
和 塙 舞				9.141		281		342	68	80	33	16	53	33	39			32	
和 塙 舞				32	33.953			33										79	
和 塙 舞				29.817				342											
和 塙 舞				14.046		16		3.805											
和 塙 舞				756				315											
和 塙 舞				10.416				271											
和 塙 舞								4.521											
和 塙 舞								1.072											
和 塙 舞																			
之																			
之																			
兒 兒																			
合 計	885.032	439.446	16.963	24.456	17.282	4.466	19.222	5.240	3.413	939	8.840	68	181	59.645	815	765	793	1.328 5	

穀肥料仕向地別輸出表

單位 英噸 廣

				小麦 粉	燕麥 粉	飼 糧	小 麥 了 粕	小 麥 粉	裸 麥	乾 血 仁 粕	亞 麻 仁 粕	甜 菜 粕	胡 麻 粕	粉 粕	黃 粉	合 計
19				145				5.833								873.535
20	726	247		271	72	120			32	626		82	150	150	91.765	
				23	330					12		101			29.663	
16															8.849	
															33.535	
															33.054	
															3.721	
															26.206	
															—	
															2.191	
															12.322	
															684	
															31.805	
															1.742	
															3.428	
															5.287	
															10.118	
															37.993	
															30.132	
															14.885	
															5.560	
															13.100	
															7.949	
															2.998	
															1.888	
															5.628	
															82	
															33	
															151	
															19	
															5.284	
															14.890	
															548	
															3.314	
															1.657	
															546	
															1501.496	
															363	
815	765	793	1.328	502	20	5.833	32	626	118	82	106	1501.496	363			

(浦鹽斯德國際運輸支店)

ソウエート商船隊

從來ソウエート商船隊（リフトルグフロット）が其の使命遂行の爲めに所有せし、而して又所
有する船舶及其の屯數は左の如くである（一九二九年六月現在）

商船隊所屬船名屯數一覽表

船名	屯數（總屯數）
グリゴリーデノーウイエフ	三三四八、四〇
ヴァツラフ、ウォロフスキ	二六七一、五二
ロゾフスキ	一八五一、〇五
カーメネツ、ボドリスキ	六二五七、一一
コルイマ	一二六九、〇〇
トランスバラ	一〇三三一五、八七
タバーリシチ、クラシーン	三六〇九、〇〇

デカブリスト

ベルヴィイクラーブロフ

シムヘロボーリ

スタウロボーリ

トムスク

エリワーニ

アストラハン

アレウト

ヴィユーガ

モンシゲガイ

アルシャン

インディギルカ

ダイヲミツド

一六二〇、四〇

一一六九五、七〇

一二〇九、五七

一一六九〇、〇〇

一一六九二、五〇

一一六九二、五〇

一一五六一、一七

九九二、八一

一三六五、八九

一一三三六、二七

一一五七、二一

四五八、四七

ボガトウイリ
レヴィングストン
クワシングホ
シビンガン
フワターラ
計二十五隻

商 船 隊 航 路

屯

一九二七／二八年度の商船隊航路は合計十八線にして左の如くである

上海線、廣東線、朝鮮——支那線、冬期察哈連線、テチユヘ線、ナホドキンスカヤ線、ボシ
エトスカヤ線、レンスキー線、コルイムスキー線、リウエトスカヤ線、ブリモールスカヤ線、
北部線、オデツサ線、日本線、北カムチャツカ線、タタール線、東部察哈連線、外國線、

商船隊の外國船舶備船

商船隊の船隻の不足は勢外國船の傭船を餘儀なからしめて居る。今其の傭船狀態を表示すれば左の如くである

年次	數	絕對重量(屯)	一ヶ年金額(墨弗)	延日數
一九二五年	八四三	一〇、一三〇	一二一、七四三元	四三一日
一九二六年	一八、三三〇	一三、四八三	一七七、四〇〇、〇〇	五六七日
一九二七年	一、三四八日	一、三六、二四〇、〇〇	一、三四八日	一、三四八日

此等短期儲船の外一九二七年に於ては日本汽船十四隻、三七、八〇〇隻の儲船あり、主として勘察加の方に充てられて居る、従つて一九二七年度の外國船儲船料は合計六〇六、一二四〇圓に達して居る。

商船隊輸送成績

線 名	旅 客 數	貨 物 (米屯)	一九三六年	一九三七年	一九三八年
東 北 部 同 冬期薩哈哩	一、外 國 航 路	人	一、四三 人	二、三五 人	二、二七 人
東 部 定期線	只 近 海 航 路	人	一、八八 人	一、零五 人	二、零八 人
同		屯	七 屯	六、一三 屯	六、六一 屯
六九		屯	三、九七 屯	一〇、〇四 屯	一〇、一四 屯
六三		市	四、〇〇〇 市	一六、〇〇〇 市	三〇、〇〇〇 市
六三		市	四、〇〇〇 市	三、一〇〇 市	三、一〇〇 市
五五		市	三、一〇〇 市	一、二〇〇 市	一、二〇〇 市
五五		市	一、一〇〇 市	一、一〇〇 市	一、一〇〇 市
一〇一		市	一、〇〇〇 市	一、〇〇〇 市	一、〇〇〇 市
一〇一		市	一、〇〇〇 市	一、〇〇〇 市	一、〇〇〇 市
一〇一		市	一、〇〇〇 市	一、〇〇〇 市	一、〇〇〇 市
一〇一		市	一、〇〇〇 市	一、〇〇〇 市	一、〇〇〇 市
一〇一		市	一、〇〇〇 市	一、〇〇〇 市	一、〇〇〇 市

歐洲線	北 部 線	ト、遠海航路不定期線	ヘ、沿海地方不定期線
上	三、三元	一、一金	五、九〇四
上	一、三〇	一、八〇	一〇
上	一〇、六四	一〇、四七四	一〇、四七四
八、五三	五、二七三	一、二七三	三、八六六
一四、〇〇	一	一	一

ソウエートスカヤ線
テチユヘル
ターハル
薩ターユ
欧洲線

カルイムスカヤ線 レンスキーラ ウランゲリヤ線	タタール定期線 ソウエートスカヤ同 テチユヘル ナホドキンスカヤ同 ボシエトスカヤ線 オホツスカヤ	二、九七 九、二四 二、七八 二、三八四 二〇、四三 同	八、沿海地方航路 二、九七 九、二四 二、七八 二、三八四 二〇、四三 同
三、一三 一八五	三、一三 一八五	三、一三 一八五	三、一三 一八五
三、九三 一〇、〇〇	三、九三 一〇、〇〇	三、九三 一〇、〇〇	三、九三 一〇、〇〇
四、二六 一、〇〇〇	四、二六 一、〇〇〇	四、二六 一、〇〇〇	四、二六 一、〇〇〇
九、六三七 七、九四〇 一、七三六 三、五八一 五、九一 八、〇五 五、六六五 六、〇〇〇	九、六三七 七、九四〇 一、七三六 三、五八一 五、九一 八、〇五 五、六六五 六、〇〇〇	九、六三七 七、九四〇 一、七三六 三、五八一 五、九一 八、〇五 五、六六五 六、〇〇〇	九、六三七 七、九四〇 一、七三六 三、五八一 五、九一 八、〇五 五、六六五 六、〇〇〇
一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七	一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七	一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七	一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七 一、一〇七

カルイムスカヤ線
レンスキーラ
ウランゲリヤ線

哈爾濱商品陳列館刊パンフレット目錄

號數	書名	
一 九二〇	東三省特別區市內、鄉、自治、暫定規則 並施行令	(缺)
二	北滿特產ミ日本特產商の現狀	(同)
三	滿洲里、海拉爾事情	(同)
四	勞農露西亞の國家制度(上)	(同)
五	同(下)	(同)
六	勞農露國の對外貿易規則集(上)	(同)
七	北滿洲の工業概觀	(同)
八	勞農露國の對外貿易規則集(下)	(同)
九	現行勞農商業法規概說	(同)
一〇	現行勞農企業法規概說	(同)
一一	西伯利經濟事情(上)	(同)
一二	同(下)	(同)
一三	北滿地方の阿片	(同)

號數	書名	
一四	露國の亞麻ミ北滿洲の亞麻栽培研究	(缺)
一五	(一)シ・シ・シ・ビ、憲法史の梗概 (二)金融上より見たる東鐵附屬地 土地建物の權利關係	(缺)
一六	(一)シ・シ・シ・ビの最高裁判 (二)リウエート機關の概要	(缺)
一七	勞農露國に於ける取引契約	(同)
一八	(一)村落、鄉リウエート機關の概要 (二)勞農當局の說明せる同國の現狀	(缺)
一九	(一)同縣州内國貿易部に關する規定	(缺)

(二)労農労働組合法規

(缺)

(三)シ、シ、シ、ビ、内に於て外國人
が商業に從事する規定

(缺)

二〇 包装の研究

(缺)

二一 ウクライナ共和國の概況

(缺)

二二 北滿地方の阿片(下)

(缺)

二三 露領極東大觀(一)

(缺)

二四 同(二)

(缺)

二五 入露の指針

(缺)

二六 號外臺灣の旅

(缺)

二七 (一)勞農露國內異種民族共和國の近況

(缺)

(二)勞農露國及極東購買組合法規成績

(缺)

二八 露領極東大觀(三)

(缺)

二九 哈爾賓に於ける列國の經濟勢力

(缺)

三〇 同(上)

(缺)

三一 同(下)

(缺)

三二 露人の見たる太平洋問題解決道程(一)

(缺)

三三 東支沿線指南(上)

(缺)

三四 勞農露國々立極東及極東農業銀行定款

(缺)

三五 露人の見たる太平洋問題解決の道程(二)

(缺)

三六 露人の見たる太平洋問題解決の道程(三)

(缺)

三七 東支沿線指南(中)

(缺)

三八 露人の見たる太平洋問題解決の道程(四)

(缺)

三九 三〇 東支沿線指南(上編)

(缺)

四一 一九二五年一二六年度シ、シ、シ、ビ、國民經濟豫想

(缺)

四二 大正十四年度勞農露國沿海縣事情(中編)

(缺)

五六 リウエート聯邦法規概要(上)

(缺)

五七 勞農露西亞の財產權

(缺)

五八 リウエート聯邦法規概要(下)

(缺)

五九 リウエート聯邦に於ける密輸

(缺)

六〇 リウエート同に於ける外國貿易

(缺)

六一 同(一)

(缺)

六二 東支沿線指南(下編)(乾)

(缺)

六三 同(坤)

(缺)

六四 六五 六六 リウエート聯邦に於ける經濟事務(同)

(同)

六五 同聯邦ミ共和國並共產黨ミ猶太(同)

(同)

六六 リウエート文化施設外國人の權利

(同)

義務私有財產及相續財產

(同)

西伯利地方極東地方並ヤクート

(同)

スクブリヤトモゴリ社會主義リウ

(同)

エート自治共和國

(同)

リウエート聯邦利權法(上編)

(下編)

(二)リベート工業管理に職業同盟
の參加

(同)

リベート利權政策の新傾向

(同)

經濟上より見たる勞農露西亞

(同)

極東地方金融制度

(同)

七〇 リウエート聯邦に於ける輸出貿易

の期節性

(後編)

七一 リウエート極東地方の諸統計

洮昂及四洮鐵道案内

八六

露支東部國境の密輸事情
呼海鐵路並に沿線事情
吉林及三河地方事情

七二 一九二六年度蘇國の外國貿易と日

蘇貿易

八七

同
口シヤ雜觀(上篇)
(下篇)

七三 支那領烏蘇里沿岸事情

蘇貿易

八八

同
松花江の航運

七四 支那領烏蘇里沿岸事情

ヤクーツク共和國(上卷)

八九

リウエート聯邦概覽

七五 ヤクーツク共和國(下卷)

最近に於ける蘇聯邦の國民經濟一般

九〇

蘇聯邦極東產業計畫

七六 極東經濟及び文化的施設に對する

各委員の報告概要

九一

極東沿海地方の諸企業(上卷)

七七 極東殖民史

松花江沿岸事情

九二

北滿に於ける輸入商品(その一)

七八 北滿の移民

北滿の水田

九三

北滿に於ける輸入商品(その二)

八〇 極東殖民史

松花江沿岸事情

九四

北滿に於ける輸入商品(その三)

八一 極東殖民史

松花江沿岸事情

九五

北滿に於ける輸入商品(その四)

八二 極東殖民史

松花江沿岸事情

九六

北滿に於ける輸入商品(その五)

八三 極東殖民史

松花江沿岸事情

九七

北滿に於ける輸入商品(その六)

八四 極東殖民史

松花江沿岸事情

九八

北滿に於ける輸入商品(その七)

高 吉林省中部各縣事情(上卷)

吉林省中部各縣事情(下卷)

九九

吉林省中部各縣事情(上卷)

一〇一 蘇聯邦の課稅と反幹部派

東支鐵道沿線牧畜狀態及同鐵道の

一〇二 對策並に沿海縣北滿の米作

一〇三 リウエート聯邦に於ける原料貯藏

吉林省中部各縣事情(上卷)

一〇四 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一〇五 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一〇六 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一〇七 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一〇八 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一一〇 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一一一 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一一二 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一一三 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一一四 哈爾賓に於ける商工組合其他規定

吉林省中部各縣事情(上卷)

一一五 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一一六 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一一七 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一一八 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一一九 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二〇 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二一 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二二 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二三 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二四 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二五 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二六 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二七 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二八 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二九 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二〇 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二一 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二二 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二三 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二四 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二五 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二六 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二七 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二八 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二九 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二〇 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二一 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二二 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二三 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二四 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二五 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二六 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二七 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二八 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二九 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二〇 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二一 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二二 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二三 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二四 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二五 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二六 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二七 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二八 同

吉林省中部各縣事情(上卷)

一二九 同

吉林省中部各縣事情(下卷)

一二〇 同

(缺)

集(下)

(缺)

(缺)

終

